

高橋・只木ゼミ後期第6問検察側反対尋問レジュメ

文責:4班

I. 反対尋問

- 5 1. 弁護側は、公正証書原本不実記載等罪(157条)の法定刑が軽くなっている理由を何と考えるか。
2. 弁護側は、文書偽造罪の保護法益を何と考えるか。
3. 弁護レジュメ2頁17、18行目において、「写真コピーが写しとして使用される以上、それは文書の機械的再現にすぎず、それ自体が人の観念ないし意思を表示するものとは言えない」とあるが、コピーが文書の機械的再現に過ぎないとしても、人の観念や意思を表示したものとは評価できない理由は何か。
- 10

以上